

学校施設開放

◆小学校施設開放

<問合せ> スポーツ振興課スポーツ活動係 ☎3228-5537 FAX3228-5626

団体（登録制）によるスポーツ利用です。校庭を開放し、軟式野球やソフトボール、サッカーを行えます。また、体育館も利用できます（一部未開放あり）。校庭団体利用（球技開放）と体育館団体利用（自主運営開放）で内容が異なりますのでご注意ください。

1 開放施設一覧

学校名・住所	校庭団体利用（球技開放） 日曜・祝日、第1・第3・第4土曜 原則9：00～13：30 ※注1				体育館団体利用 （自主運営開放） 平日・土曜日 18：30～21：30 日曜日・祝日（休日） 9：00～21：30
	利用時間 ※注1	利用種目			
		軟式野球	サッカー	ソフトボール	
桃園第二小学校 中野6-13-1	②	○ (低学年練習のみ)	○		○
塔山小学校 中央1-49-1	①	○ (低学年練習のみ)	○		○
谷戸小学校 中野1-26-1	①	○ (低学年練習のみ)	○		○
中野本郷小学校 本町4-27-3	①		○		○
江古田小学校 江古田2-13-28	①		○		○
鷺宮小学校 鷺宮3-31-4	①	○	○	○	○
啓明小学校 大和町1-18-1	②	○	○	○	未開放
北原小学校 野方6-30-6	②		○		未開放
江原小学校 江原町1-39-1	③	○	○	○	○
武蔵台小学校 上鷺宮5-1-1	②	○	○	○	○
西中野小学校 白鷺3-9-2	①	○	○	○	○
上鷺宮小学校 上鷺宮1-24-36	①	○	○	○	未開放
桃花小学校 中央5-43-1	①	○	○	○	○
白桜小学校 上高田1-2-28	①	○ (練習のみ)	○	○	○
平和の森小学校 新井3-29-1	①	○ (低学年練習のみ)	○ (低学年練習のみ)		○
緑野小学校 丸山1-17-1	①	○	○	○	○
南台小学校 南台4-4-1	①	○ (練習のみ)	○ (練習のみ)	○ (練習のみ)	○
みなみの小学校 弥生町4-27-11	①	○ (練習のみ)	○ (練習のみ)	○ (練習のみ)	○
美鳩小学校 大和町4-26-5	②		○		○
中野第一小学校 本町3-16-1	①	○	○	○	○
令和小学校 新井4-19-26	①		○		○

2 校庭団体利用（球技開放）

(1)開放時間 開放時間と利用枠は学校によって異なり、上の表の「利用時間」欄の①～③の表示により、以下のとおりになります。

(注1) ①A枠 9：00～10：30、B枠 10：30～12：00、C枠 12：00～13：30

②A枠 9：00～11：30、B枠 11：30～13：30

③A枠 13：00～15：00、B枠 15：00～17：00 (11月～2月は、A枠 13：00～14：30、B枠 14：30～16：00)

(2)利用料金 無料

- (3)申込方法 ①事前に団体登録が必要です。「(4)団体登録」をご覧ください。
 ②団体登録後、インターネット「中野区施設予約システム」からお申込みください（111 ページ参照）。利用は抽選により決定します。
 ○抽選申込期間 毎月 8 日から 14 日まで（翌月利用分のお申込み）
 ○抽選結果公開 毎月 16 日から 20 日まで
 ※予約の取り消し：毎月 17 日から 20 日まで、「中野区施設予約システム」で受付
 ※追加利用申請：毎月 17 日以降から利用日の 7 日まで、「中野区施設予約システム」で受付。先着順。
- (4)団体登録 ①登録要件 ○中野区に在住または在学する小学生 10 人以上で構成される団体
 ○18 歳以上の代表者を有すること
 ○営利を目的としたスポーツ活動を行う団体でないこと
 ○会費を徴収している団体は、その会計の内容が明らかになっていること
- ②受付窓口 スポーツ振興課スポーツ活動係（区役所 6 階）
- ③登録方法 以下の書類を準備し、受付窓口もしくは電子申請で手続きを行ってください。申請書及び利用登録者名簿は、中野区ホームページからダウンロード、または受付窓口にて受け取り可能です。
 ○申請書（必要事項を記入）
 ○利用登録者名簿（登録児童全員の氏名・住所・学校名・学年を記入）
 ○団体利用責任者の本人確認できる書類の写し（確認後、返却します）
 書類の例：健康保険証（住所記載）、運転免許証（運転経歴証明書）、個人番号カード、住民基本台帳カード（顔写真付き）
 ○会則がある場合は、会則の写し。
 ○会費を徴収している場合は、最新の収支報告書。

3 体育館団体利用（自主運営開放）

- (1)開放時間 前のページの表「《開放施設一覧》」をご覧ください。
- (2)利用料金 1 回(3 時間以内) 900 円（冷暖房費別途 900 円）
 ※区民の健康づくりやスポーツ活動を推進するため、スポーツ活動を目的とした使用に関しては、体育館開放使用料及び冷暖房費を当分の間免除とします。
- (3)申込方法 ①事前に各学校に設置された運営委員会への団体登録が必要です。次の「(4)団体登録」をご覧ください。
 ②登録後、3・6・9・12 月頃に各校の運営委員会に参加いただき、3 か月ごとに利用日時を決定します。
- (4)団体登録 ①登録要件 ○中野区に在住または在勤する 15 歳以上ならびに区内の小学校または中学校のいずれかに在学する者が構成員で、10 人以上のスポーツ活動団体であること
 ○18 歳以上の代表者を有すること
 ○営利を目的としたスポーツ活動を行う団体でないこと
 ○学習指導要領で定める部活動を行う団体ではないこと
 ○会費を徴収している団体は、その会計の内容が明らかになっていること
- ②受付窓口 各小学校の運営委員会
 ※連絡先は、スポーツ振興課スポーツ活動係（☎3228-5537）へお問合わせください。
- ③登録方法 以下の書類を準備し、受付窓口で手続きを行ってください。
 ○申請書（構成員全員の氏名・住所・勤務先または学校名及び学年と、団体代表者及び副代表者 1 人の氏名・住所・電話番号等を記入）。申請書は中野区ホームページからダウンロード、またはスポーツ振興課スポーツ活動係（区役所 6 階）にて受け取り可能です。
 ○構成員全員分の、区内在住または在勤であることを証明できる書類の写し（確認後、返却します。また、小中学生の証明書類は不要です）
 書類の例：健康保険証（住所記載）、運転免許証（運転経歴証明書）、個人番号カード、住民基本台帳カード（顔写真付き）、区内在勤の場合は在勤証明書